

(1)セクター横断

- (ア)以下に該当する事業は国際条例等で制限されており、また、生物多様性、人権尊重等への重大な環境・社会に対するリスクまたは負の影響を内包していると考えることから、ファイナンスは取り組まない。
- ・ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業
 - ・ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業
 - ・ワシントン条約に違反する事業
 - ・児童労働・強制労働・人身売買を行っている事業
- (イ)以下に該当する事業は生物多様性、人権尊重等への環境・社会に対するリスクまたは負の影響が存在する可能性が高いと考えることから、環境・社会配慮の実施状況を確認するなど、慎重に検討する。
- ・先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業
 - ・保護価値の高い地域へ負の影響を与える事業
 - ・非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業
 - ・紛争地域における人権侵害を引き起こす、または助長する事業、あるいは人権侵害と直接的に結びついている事業
- (ウ)人権尊重への取組みとして、取引先およびそのサプライチェーンの人権に関する不芳情報から人権への負の影響、その懸念を認識した場合には、取引先との対話をを行い、負の影響の防止、軽減に努める。

(2)特定セクター

石炭火力発電

<認識すべきリスク>

石炭火力発電は、他の発電方式と比べて温室効果ガス排出量が多い等、環境負荷が高く、気候変動や大気汚染へ負の影響を及ぼすリスクがある。

<方針>

石炭火力発電所の新設及び拡張へのファイナンスは取り組まない。但し、脱炭素社会への移行に向けた取組みについては支援していく。

石炭火力発電事業を主たる事業とする企業について、当社と既存の与信取引がない企業に対するファイナンスは取り組まない。

石炭採掘

<認識すべきリスク>

適切に管理されない場合は、炭鉱から排出される有害廃棄物による生態系への影響、炭鉱落盤事故による死傷者の発生、人権侵害等、環境・社会に負の影響を及ぼすリスクがある。また、気候変動に影響を及ぼす温室効果ガス排出量の増加をもたらす可能性もある。

<方針>

石炭採掘(一般炭)の新規及び拡張、並びに山頂除去採掘(MTR)方式で行う炭鉱採掘事業の新規および拡張へのファイナンスは取り組まない。また、これらの事業に紐付くインフラ事業の新規及び拡張へのファイナンスにも取り組まない。

一般炭採掘事業を主たる事業とする企業及びそれに紐付くインフラ事業を主たる事業とする企業について、当社と既存の与信取引がない企業に対するファイナンスは取り組まない。

石油・ガス

<認識すべきリスク>

石油・ガス採掘事業は、生態系や生物多様性、住民の生活環境・自然環境等に負の影響を及ぼすリスクがある。

・オイルサンド採掘事業

オイルサンド採掘は大量の水とエネルギーを消費し、温室効果ガスを発生することによる環境負荷や、開発による生物多様性や先住民族の社会環境などに負の影響を及ぼすリスクがある。

・シェールオイル・ガス事業

シェールガスの採掘は、水質汚染や地震のリスクを伴うこと、また、採掘過程で大量の水を使用するため水資源などに負の影響を及ぼすリスクがある。

・北極圏での採掘事業

北極圏(北緯 66 度 33 分以北の地域)は希少生物の保護や先住民族の生活に配慮が必要な地域であり、採掘活動による生物多様性や先住民族の社会環境などに負の影響を及ぼすリスクがある。

・パイプライン事業

パイプライン事業は、敷設時だけでなく完工後であってもオイル漏洩や森林伐採などによる自然影響や先住民族の社会環境などに負の影響を及ぼすリスクがある。

<方針>

環境に及ぼす影響および先住民族や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮し、取組判断を行う。

特に、オイルサンド採掘、シェールオイル・ガス事業、北極圏での採掘、パイプライン敷設への取組みは環境・社会に及ぼす固有のリスクも踏まえ、それらに対する環境・社会配慮の実施状況を適切に評価した上で取組判断を行う。

水力発電

<認識すべきリスク>

大規模水力発電事業は、生態系や生物多様性、住民の生活環境・自然環境等に負の影響を及ぼすリスクがある。

<方針>

環境に及ぼす影響および先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮し、取組判断を行う。

特にダム建設を伴う大規模水力発電(出力 25MW 以上)への取組みは環境・社会配慮の実施状況を確認するなど、慎重に検討する。

森林

<認識すべきリスク>

世界で急速に進む森林破壊が生物多様性の減少や生態系の安定性低下、水源涵養機能の低下、二酸化炭素の固定機能の低下等様々な問題を引き起こすリスクがある。

<方針>

木材及びそれを原材料とする製造業に対しては、国際的な森林認証制度の取得状況、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮し、取組判断を行う。

その中でも、高所得 OECD 加盟国以外の国における森林伐採事業に対しては、FSC (Forest Stewardship Council)、PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)等の国際的に認められている認証の取得を求め、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮する等、慎重な対応を行う。認証未取得の場合には、取得に向けた計画の提出を求める。また、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を定めた方針の策定を求める。取引期間において、環境・社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、取引先に対して改善に向けた対応を求め、改善策が不十分である場合は新規のファイナンスは取り組まない。なお、取引先のサプライチェーンにおいても同様の取組みがなされるようサプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請する。

パーム油

<認識すべきリスク>

パーム油は利便性や健康食品志向の高まり等を受け需要が急増する一方、乱開発により熱帯雨林や生物多様性が減少する要因となるリスクがある。

<方針>

パーム油及びパーム油を原材料とする製造業に対しては、持続可能なパーム油の国際認証・現地認証の取得状況、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮し、取組判断を行う。

その中でも、パーム油農園開発事業に対しては、持続可能なパーム油の RSPO

(Roundtable on Sustainable Palm Oil)・現地認証の取得を求め、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮する等、慎重な対応を行う。認証未取得の場合には、取得に向けた計画の提出を求める。また、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent) の尊重や NDPE(No Deforestation, No Peat, No Exploitation(森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ))の遵守を定めた方針の策定を求める。取引期間において、環境・社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、取引先に対して改善に向けた対応を求め、改善策が不十分である場合は新規のファイナンスは取り組まない。なお、取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるようサプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請する。

大規模農園

<認識すべきリスク>

大規模農園の開発に際しては、森林破壊や人権侵害のほか、生態系や生物多様性、住民の生活環境・自然環境等に負の影響を及ぼすリスクがある。

<方針>

環境に及ぼす影響および先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮し、取組判断を行う。

特に森林、泥炭地の開発を伴う取組みについては、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent) の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat, No Exploitation)の遵守を定めた方針の策定を求めるなど、慎重に検討する。なお、取引先のサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるようサプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請する。

木質バイオマス発電

<認識すべきリスク>

木質バイオマス発電は、以下のような観点で、環境・社会に負の影響を及ぼすリスクが発生する可能性がある。

- ・使用燃料の原料となる木材(未利用材・製材残渣含む)などの調達過程における原生林の伐採といった環境破壊
- ・ライフサイクル全体での温室効果ガスの排出
- ・原料調達、燃料製造、発電における先住民・地域住民に対する健康被害や居住地域への影響・安全性、及び児童就労といった人権侵害

<方針>

バイオマス発電事業を含む脱炭素社会への移行に向けた取組みについては積極的に検討

していく。

一方、木質バイオマス発電事業に対するファイナンスは、上記の＜認識すべきリスク＞を確認し、環境・社会配慮の実施状況を適切に評価した上で取組判断を行う。適切な対応がなされていないことが判明した場合には、取引先に対して改善に向けた対応を求め、改善策が不十分である場合は取り組まない。

また、既にファイナンスを取組んでいる石炭火力発電事業において、木質バイオマス混焼への転換を行うなどの脱炭素化に向けたトランジションを目指す取引先のプロジェクトについては、リスク認識を踏まえた環境・社会配慮の実施状況を適切に評価した上で支援していく。

(3) その他のセクター

兵器

＜認識すべきリスク＞

わが国においては、人道上の懸念が大きい武器と認識されているクラスター弾の取扱について、「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」により製造禁止や所持の原則禁止が定められている。

また、クラスター弾と同様に人道的見地より、核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器、対人地雷等の非人道兵器の製造に対する資金供給の回避を強く求められている。

＜方針＞

当社として銀行業としての公共的使命と社会的責任に鑑み、クラスター弾の製造を行っている企業へのファイナンスは、国内外を問わず取組まない。

同様に核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器、対人地雷等の非人道兵器の製造を「資金使途」とするファイナンスは取り組まない。

以上